

○飯塚市総合戦略有識者会議開催要綱

令和元年6月6日

飯塚市告示第49号

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に基づき、飯塚市が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定するに当たり、有識者から意見を聴取するため、飯塚市総合戦略有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(組織)

第2条 有識者会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体において推薦された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、総合戦略策定に係る期間とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、戦略策定会議の意見を取りまとめる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、行政経営部総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。